

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則

制	定	平成19年9月28日	規則第48号
改	正	平成23年3月31日	規則第17号
改	正	平成26年12月24日	規則第52号
改	正	平成31年4月26日	規則第38号
改	正	令和元年7月1日	規則第4号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

　第1節 事業者の講ずべき措置（第3条—第5条）

　第2節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議（第6条—第14条）

　第3節 産業廃棄物の処理状況の報告及び公表（第15条・第16条）

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前の手続（第17条—第31条）

第4章 雜則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（産業廃棄物の処理施設）

第2条 条例第2条第5号の規則で定める産業廃棄物の処理施設は、肥料若しくは飼料又はそれらの原料の製造の用に供する施設（以下「肥料飼料製造処理施設」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設
- (2) 法第2条第4項第1号の汚泥、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第2条第4号の動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は同条第10号の動物のふん尿を乾燥させ、又は発酵させる施設であって、これらの産業廃棄物の1日当たりの処理能力の合計（以下「肥料飼料製造処理能力」という。）が30トンを超えるもの

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者の講ずべき措置

（知事が研修の受講を指示することができる事業者）

第3条 条例第9条第1項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 過去5年間においてその産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に年間500トン以上委託したことのある事業場を設置している事業者
- (2) その産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者であって、当該産業廃棄物に

について、産業廃棄物の不適正な処理が行われたもの

- (3) その他知事が必要と認める事業者
(実地確認しなければならない施設等)

第4条 条例第10条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める施設について行わなければならない。

- (1) 産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合であって、当該委託を受ける産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物の保管を行うとき 当該保管が行われる施設（当該保管に係る産業廃棄物の積替えが行われる施設を含む。以下この条において「運搬が行われる施設」という。）
 - (2) 産業廃棄物の処分を委託しようとする場合 当該委託に係る処分が行われる施設（当該処分に係る産業廃棄物の保管が行われる施設を含む。以下この条において同じ。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、条例第10条第1項の規定による確認を行うことを要しない。
- (1) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる者に産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合
 - (2) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に産業廃棄物の処分を委託しようとする場合
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の19各号に掲げる場合

3 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況
- (2) 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設における産業廃棄物の処理の状況

4 事業者は、条例第10条第1項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を記録を行った日から5年間保存しなければならない。

- (1) 確認を行った年月日
- (2) 確認を行った者の氏名

第5条 前条第1項及び第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による確認について準用する。この場合において、前条第1項及び第2項中「委託しようとする」とあるのは「委託する」と、同条第1項中「運搬が行われる施設」とあるのは「運搬の実施に係る施設」と、「処分が行われる施設」とあるのは「処分の実施に係る施設」と読み替えるものとする。

- 2 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況
 - (2) 当該委託に係る運搬又は処分の実施に係る施設の状況
 - (3) 当該委託に係る帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。）その他の関係書類の保存の状況
- 3 事業者は、条例第10条第2項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該記録を記録を行った日から5年間保存しなければならない。
- (1) 確認を行った年月日
 - (2) 確認を行った者の氏名

第2節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議

(事前協議の期限等)

第6条 条例第12条第1項の規定による協議は、事業者が県外産業廃棄物の県内における処分を委託する場合又は中間処理業者が県外産業廃棄物（当該事業場において受託した産業廃棄物の処分を終えた後の産業廃棄物に限る。）の県内における処分を自ら行う場合において、当該県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第1号による協議書を提出して行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
 - (3) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量及び性状
 - (4) 県外産業廃棄物の搬入期間
 - (5) 県外産業廃棄物の処分を行う者（以下「省内処分業者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (6) 県外産業廃棄物の処分の方法及び当該処分が行われる施設の設置場所
 - (7) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (8) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 県外産業廃棄物を生ずる事業場における事業活動の概要を記載した書類
 - (2) 県外産業廃棄物（知事が別に定めるものに限る。）について、前項の協議書を提出する日前1年以内に知事が別に定める項目の分析を行った結果を証する書類の写し
 - (3) 県外産業廃棄物の排出工程を示す図面
 - (4) 県外産業廃棄物の写真
 - (5) 省内処分業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合にあっては、当該処分の受託について省内処分業者から承諾を得ていることを証する書類
 - (6) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬又は処分を行う産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し
 - (7) その他知事が必要と認める書類又は図面
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、条例第12条第1項の規定による協議を行うことを要しない。
- (1) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合
 - (2) 省令第8条の19各号に掲げる場合
- 4 条例第12条第1項の規則で定める事項は、第1項第2号から第7号までに掲げる事項とする。
(搬入期間)

第7条 条例第12条第1項の規定による協議に係る搬入期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を超えない期間とする。

(1) 法第12条第5項の最終処分（再生を除く。）をするため搬入しようとする場合 1年

(2) 前号の最終処分以外の処分をするため搬入しようとする場合 3年

（事前協議の結果の通知）

第8条 条例第12条第2項の規定による通知は、第6条第1項第1号から第7号までに掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（変更の協議の期限等）

第9条 条例第13条第1項の規定による協議は、変更しようとする日の30日前までに、様式第2号による協議書を提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、第6条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（協議を要しない変更）

第10条 条例第13条第1項第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者

(2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地（当該事業場を変更する場合における名称及び所在地を除く。）

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間の開始日（開始日を繰り上げる場合であって、搬入期間が延長されないよう搬入期間の終了日を繰り上げる場合に限る。）

(4) 県内処分業者の氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該県内処分業者を変更する場合における氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を除く。）

(5) 県外産業廃棄物の処分が行われる施設の設置場所（当該施設を変更する場合における設置場所を除く。）

(6) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。当該運搬を行う者を変更する場合における氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を除く。）

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物の種類の減少（新たな種類の県外産業廃棄物を加える場合を除く。）

(2) 県外産業廃棄物の数量の減少

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮（搬入期間の開始日を繰り上げる場合及び終了日を繰り下げる場合を除く。）

（変更の届出の期限等）

第11条 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事項の変更をしようとする場合 変更しようとする日の15日前の日

(2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 変更しようとする日

2 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式に

による届出書を提出して行わなければならない。

(1) 前条第1項第3号に掲げる事項の変更をしようとする場合 様式第3号

(2) 前号の変更以外の変更をしようとする場合 様式第4号

(協議状況を確認しなければならない者)

第12条 条例第14条の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 省令第8条の3第6号に掲げる者

(2) 省令第10条の3第1号又は第10条の15第1号に規定する国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（省令第8条の19第11号の处分を行なう者を除く。）

(3) 省令第10条の3第4号及び第6号から第9号までに掲げる者

(4) 省令第10条の15第3号に掲げる者

(協議状況の確認方法等)

第13条 条例第14条の規定による確認は、事業者から第8条の書面の写しの交付を受け、その記載事項を確認することにより行わなければならない。この場合において、当該確認を行った者は、当該書面の写しを、当該確認を行った日から5年間、当該確認の対象となった協議に係る県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において保存しなければならない。

(搬入状況の報告の期限等)

第14条 条例第15条の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の搬入の状況を記載した様式第5号による報告書を提出して行わなければならない。

第3節 産業廃棄物の処理状況の報告及び公表

(処理状況を報告しなければならない産業廃棄物処理業者等)

第15条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物収集運搬業者（法第14条第12項の産業廃棄物収集運搬業者をいい、許可を受けた事業の範囲に保管を含む者に限る。以下この条及び次条において同じ。）

(2) 産業廃棄物処分業者（法第14条第12項の産業廃棄物処分業者をいう。）

(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいい、許可を受けた事業の範囲に保管を含む者に限る。以下この条及び次条において同じ。）

(4) 特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第12項の特別管理産業廃棄物処分業者をいう。）

2 条例第17条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に關し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を提出して行わなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の運搬状況 様式第6号

(2) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の処分状況 様式第7号

(報告された処理状況の公表事項等)

第16条 条例第17条第2項の規定による公表は、同条第1項の産業廃棄物処理業者に係る次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 法第14条第1項若しくは第14条の4第1項の許可又は法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の許可に係る許可番号及び事業の範囲
- (3) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあっては次に掲げる事項
 - ア 産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管が行われる施設への産業廃棄物の搬入量
 - イ 産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの保管が行われる施設からの産業廃棄物の搬出量
- (4) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にあっては次に掲げる事項
 - ア 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと及び月ごとの産業廃棄物の受入量
 - イ 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと、処分方法ごと及び月ごとの産業廃棄物の処分量
- (5) その他知事が定める事項

2 条例第17条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前の手続

(事前の手続を行わなければならない変更)

第17条 条例第20条第1項の規則で定める処理能力の変更は、産業廃棄物処理施設にあっては処理能力の、肥料飼料製造処理施設にあっては肥料飼料製造処理能力の10パーセント以上の増大に係る変更を行うものであって、生活環境に及ぼす影響が増加するものとする。

2 条例第20条第1項の規則で定める変更は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類の変更（産業廃棄物の種類の減少（新たな種類の産業廃棄物を加える場合を除く。）を除く。）を行う場合であって、産業廃棄物処理施設にあっては法第15条の2の6第1項の規定による変更許可を要するもののうち、生活環境に及ぼす影響が増加するもの、肥料飼料製造処理施設にあっては生活環境に及ぼす影響が増加するもの
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であって、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

(事前の手続の終了期限)

第18条 条例第20条第1項の規則で定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置及び変更 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請をする時
- (2) 肥料飼料製造処理施設の設置（現に肥料飼料製造処理施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに肥料飼料製造処理施設に該当することとなる場合を除く。） 肥料飼料製造処理施設の建設に着手する時
- (3) 肥料飼料製造処理施設の設置（現に肥料飼料製造処理施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに肥料飼料製造処理施設に該当することとなる場合に限る。） 次に定める時
 - ア 当該処理施設の設備若しくは構造の変更又は位置の変更（以下「改修」という。）を行う場合にあっては、当該改修に着手する時

イ 当該処理施設の改修を行わない場合であって、当該設置に係る法第14条第6項又は第14条の2第1項の許可の申請を行う場合にあっては当該申請を行う時、これらの申請を行わない場合にあっては当該処理施設が肥料飼料製造処理施設に該当することとなる変更を行う時

(4) 肥料飼料製造処理施設の変更 次に定める時

ア 当該処理施設の改修を行う場合にあっては、当該改修に着手する時

イ 当該処理施設の改修を行わない場合であって、当該変更に係る法第14条の2第1項の許可の申請を行う場合にあっては当該申請を行う時、当該変更に係る同項の許可の申請を行わない場合にあっては当該変更を行う時

(事業計画書の提出方法等)

第19条 条例第20条第1項の規定による事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設等を設置する場合にあっては様式第8号により、産業廃棄物処理施設等を変更する場合にあっては様式第9号により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図
- (2) 産業廃棄物処理施設等の付近の見取図
- (3) 産業廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図
- (4) 産業廃棄物処理施設等の平面図、立面図又は断面図及び構造図
- (5) 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (6) 最終処分場であつて浸出液処理設備を設置する場合にあっては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書
- (7) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図
- (8) 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類

3 条例第20条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項
- (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項
- (3) 産業廃棄物処理施設等の使用の開始の予定期限

(事業計画書に係る公告の方法等)

第20条 条例第20条第2項の規定による公告は、県公報に登載することにより行うものとする。

2 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (2) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (関係地域)

第21条 条例第20条第3項の規則で定める地域は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地（以下「計画地」という。）及びその隣接地
- (2) 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の

地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）の区域

- (3) 計画地の隣接地を含む自治会等の区域
- (4) 第19条第2項第8号の調査において、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域
(説明会の開催方法等)

第22条 条例第21条第1項の説明会は、条例第20条第2項に規定する縦覧の期間内に開催しなければならない。

2 条例第21条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
- (2) 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
- (3) 産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用 水域をいう。）において、水利権を有する者

3 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業計画書提出者が必要と認める場合には、関係地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

4 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面を配布の上、事業計画書の内容を十分に説明し、及び参加した者の質問に誠実に答えるよう努めなければならない。
(説明会の開催に係る公告の方法等)

第23条 条例第21条第2項の規定による公告は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (2) その他知事が適当と認める方法

2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。

(説明会の開催に係る書面の提出期限等)

第24条 条例第21条第3項の規定による書面の提出は、同条第2項の規定による公告の日の2週間前までに、様式第10号により行わなければならない。

2 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 説明会の開催を予定する場所の収容定員
- (3) 説明会の開催を予定する日時及び場所の選定理由
- (4) 事業計画書提出者側の出席者及び説明内容その他の具体的な開催計画
- (5) 関係地域
- (6) 条例第21条第2項の規定による公告の方法
(説明会の実施状況の報告)

第25条 条例第21条第4項の規定による報告は、様式第11号による報告書を提出して行わなければならな

い。

(説明会を開催することができない理由)

第26条 条例第21条第5項の規則で定める理由は、天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰することができない理由とする。

(説明会を開催することができない旨の届出等)

第27条 条例第21条第5項の規定による届出は、様式第12号による届出書を提出して行わなければならぬ。

2 条例第21条第5項の規定による周知は、知事が適當と認める方法により行わなければならない。

(意見書の記載事項)

第28条 条例第22条第1項の意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
- (2) 事業計画書提出者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所

(事業計画書の記載事項の変更に係る書面の提出)

第29条 条例第24条第1項の規定による書面の提出は、様式第13号により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の書面には、第19条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

(公告等を要しない軽微な変更)

第30条 条例第24条第2項の規則で定める軽微な変更は、第17条に規定する変更以外の変更とする。

(事業計画の廃止に係る書面の提出等)

第31条 条例第25条第1項の規定による書面の提出は、様式第14号により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による公告は、県公報に登載することにより行うものとする。

第4章 雜則

(命令等について公表する事項)

第32条 条例第29条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令等を行った理由

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第33条 条例第31条第2項の証明書の様式は、様式第15号によるものとする。

(書面の提出部数及び提出先)

第34条 条例の規定により知事に提出する別表第1及び別表第2の左欄に掲げる書面（当該書面に添付する書類及び図面を含む。次項において同じ。）の提出部数は、それぞれ別表第1及び別表第2の右欄に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。

- 2 別表第1の左欄に掲げる書面の提出先は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に知事に対して行われている静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第12条の規定による協議については、改正後の第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている協議書等は、改正後の静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の相当する様式により提出された協議書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1(第34条関係)

書面	提出先	提出部数
様式第1号 県外産業廃棄物搬入処分協議書	県外産業廃棄物の処分が行われる施設の設置場所を静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「管轄健康福祉センター」）	正本1部及び副本1部

	所長」という。)	
様式第2号 県外産業廃棄物搬入処分変更協議書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第3号 県外産業廃棄物搬入期間開始日繰上届出書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第4号 県外産業廃棄物搬入処分変更届出書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第5号 県外産業廃棄物搬入状況報告書	管轄健康福祉センター所長	正本1部及び副本1部
様式第6号 産業廃棄物運搬状況報告書 特別管理産業廃棄物	産業廃棄物の保管が行われる施設のうち主たるものとの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの所長	正本1部及び副本1部
様式第7号 産業廃棄物処分状況報告書 特別管理産業廃棄物	産業廃棄物の処分が行われる施設のうち主たるものとの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの所長	正本1部及び副本1部

別表第2(第34条関係)

書面	提出部数
様式第8号 事業計画書(設置)	正本1部及び副本5部
様式第9号 事業計画書(変更)	正本1部及び副本5部
様式第10号 説明会開催計画書	正本1部及び副本2部
様式第11号 説明会開催報告書	正本1部及び副本2部
様式第12号 説明会開催不能届出書	正本1部及び副本2部
条例第23条第1項の見解書	正本1部及び副本2部
様式第13号 事業計画書記載事項変更書	正本1部及び副本5部
様式第14号 事業計画廃止書	正本1部及び副本2部